

H) 問題点 3 : 環境保護に偏った機関になると、それはそれで公正な立場とは言えなくなる。

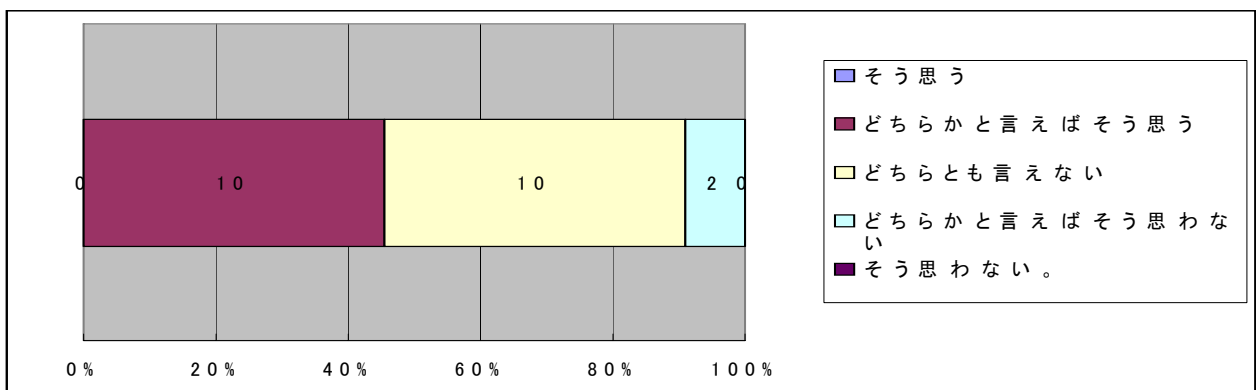


図6-48 アンケート集計結果(48)

「どちらかと言えばそう思う」「どちらとも言えない」と答えた団体でほぼ半々である。記述回答は得られなかった。

I) 問題点 4 : 現在各自治体が独自に設置している委員会などと大して変わらない。

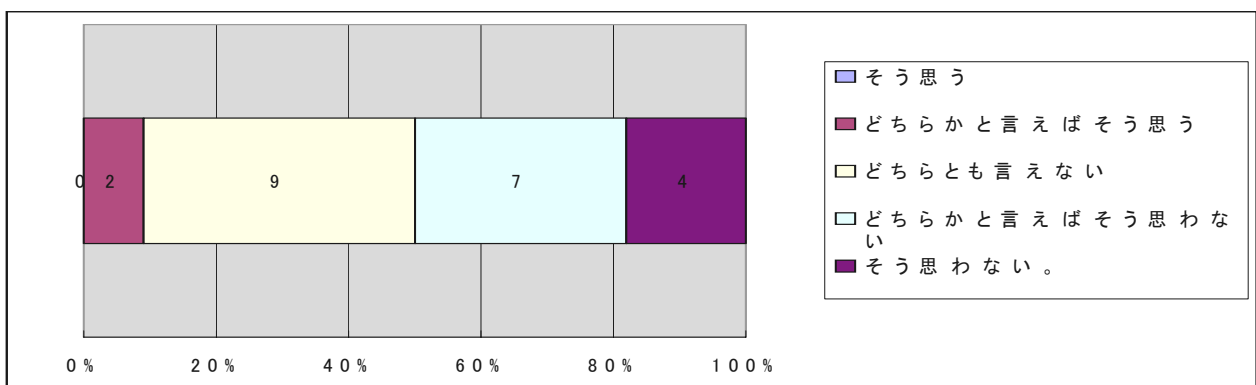


図6-49 アンケート集計結果(49)

「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」と考えた団体で半数ある。第三者機関というものが実際に設置された場合、それは現在行政が設置している委員会などとはまた別個の組織であるはず、もしくはそうあるべきだといった考えの傾向が読み取れる。記述の回答としては、再び重複になるが、「どちらかと言えばそう思う」という立場から

「環境審議会で専門家の意見を聴き、知事としての意見を取りまとめており、これで十分中立性、透明性を確保している。従って、第三者機関の設立は必要ない。」

という意見がなされていた。

J) 問題点5：新たな癒着が発生する。

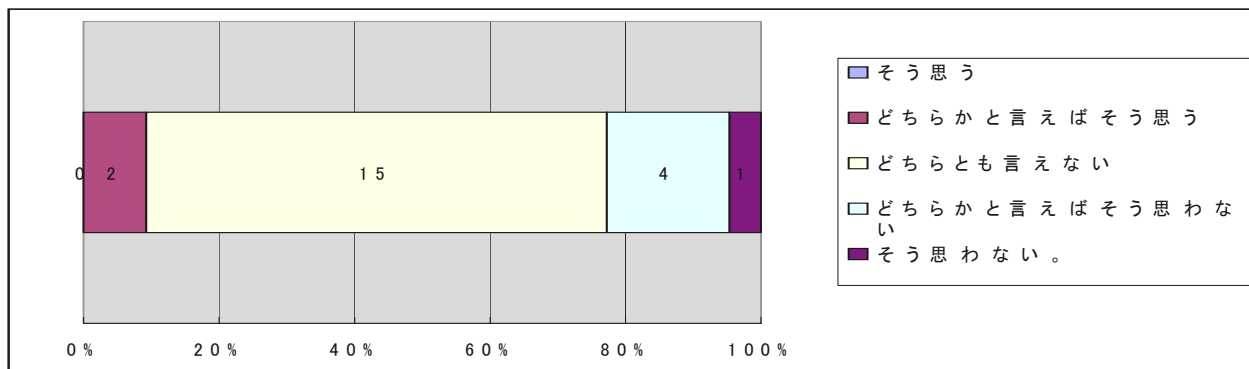


図6-50 アンケート集計結果(50)

環境アセスメント用の調査を事業者から委託されて行う建設コンサルタントや、専門の会社の立場としては、「顧客である事業者がなるべくスムーズに事業を行えるように」業務を行う必要がある。このことを指して「それで本当に公正な調査ができるのか」といった批判がある。これは調査の為の金銭を事業者が負担する現在のシステムでは回避することは難しい。これと同様の問題が第三者機関との間に生じないかということを考え、設けた設問である。

しかし、「どちらとも言えない」と答えた団体がかなり多く、「第三者機関」のあるべき姿、立場というものがやはり自治体にとってまだ茫漠としているものと思われる。

記述式の回答は得られなかった。

6-2-6 環境アセスメント制度の改定に関する自治体の見解

アンケートの最後、設問6において、日本の環境アセスメント制度に設問5までのような改善点が将来加えられる可能性のあることについて、

- A) 望ましく思っている。
- B) どちらかといえば望ましく思っている。
- C) どちらとも言えない（現状で十分）。
- D) どちらかといえば望ましくないと思っている。
- E) 望ましくないと思っている。

という5つの選択肢で是非を尋ねた。

表6-1 環境アセスメント制度の改定に関する自治体の見解

見解	団体数
望ましく思っている。	5
どちらかといえば望ましく思っている。	12
どちらとも言えない（現状で十分）。	4
どちらかといえば望ましくないと思っている。	1
望ましくないと思っている。	0

「望ましく思っている」あるいは「どちらかといえば望ましく思っている」と答えた団体で17団体あり、8割ほどになる。今回アンケートの回答を頂いた22の団体については、おおよそその団体で現行の環境アセスメント制度、あるいはその運用に何らかの不具合を感じており、多少の改善が必要であると思われる。

それぞれの見解の根拠と思われる、記述の回答について以下に示す。

A) 望ましく思っている。

- i) 「事業のより早い段階から住民に情報公開し、代替案の検討も含め環境影響評価の手続を進めていくことは望ましいと思いますが、現時点では住民も事業者もそれを受け入れる準備ができていないように感じます。感情的な議論ではなく、お互いの主張点を明確にし、双方が歩み寄る雰囲気づくりを進めることが必要だと思います。」

B) どちらかといえば望ましく思っている。

- i) 「現行のアセス制度のままでも、よりよいアセスの実施は不可能ではないと考える。制度面の改善以外にも、アセス、特にコミュニケーションの質の向上によって実現可能な項目もあると考える。そのための「しかけ」なども含めた制度改定が重要である。」
- ii) 「アセスの課題解決は、制度の改定が必要な場合もあるが、運用の改善によって解決できる場合もある。制度の問題なのか、運用の問題なのか、問題点をもう少し整理する必要がある。」
- iii) 「全体として、未だ経験していない分野のことであり、検討についても十分には行っていない段階であることから、不明な部分が多いのが現実である。」

C) どちらとも言えない（現状で十分）。

- i) 「アセスの手続きは、現行制度でも十分に細かなステップで構成されており、結果の信頼性や評価の

中立性に配慮が行き届いている。アセスが形式的なものになって、その実が得られていないとすれば、それは制度ではなく、運営方法に問題があるのではないか。」

D) どちらかといえば望ましくないと思っている。

i) 「制度の改定にあたっては、現行の条例等における環境影響評価制度の課題、問題点等を抽出し、現行の制度に問題点があるのか、それとも運用面で問題があるのかなどを整理したうえで、制度の改定が必要かどうかを判断することになると思われる。また、新たな制度の創設にあたっては、それぞれの自治体において、必要性、緊急性等を判断し、具体的に適用されることが想定されない場合は、制度を創る必要性に乏しいと思われる。」

E) 望ましくないと思っている。

記述回答なし。

多くが現状の日本の環境アセスメントの不具合につき「制度設計よりも運用面での問題」と考えている傾向あった。

6-2-7 第6章2項のまとめ

第6章の2項では、現行の日本の環境アセスメントの抱える問題点に対し、その改善点として提示されている「早期段階での情報公開」や「積極的な住民参加」、「代替案検討」、そして「第三者機関の設立」といったものが実際に適用された場合に想定される実務上の利点、問題点について各自治体にアンケートを行った。

各設問の問題点1～5に着目し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」という団体が非常に多かったもの、また記述による回答が多かったものについてまとめると、おおよそ次のようなことが言える。

A) 情報公開の積極化や、計画段階での環境アセスメントについて、その利点は少なくとも概念的には認識されている。これらは代替案検討の実施や、環境への影響の調査の結果や住民意見を実のある形で事業計画に反映するための前提であると考えられている。

B) ただし、実務に関わる人間は、現在の日本の環境アセスメントの運用状況、経験等から考えて、上で挙げられたような改善点を盛り込んで得られるメリットというものが把握できず、むしろ以下に示すような問題点を認識している。

早期段階での情報公開について

- ・現在の環境アセスメントでは事業の実施寸前で意見を聞くのみだから、いくら住民の意見を聞いても事業内容に反映することに限界がある。しかし、これに対する批判をかわすために早期段階での事業計画・情報の公開を行っても、今度は未定段階の情報や漠然とした計画の情報に住民が興味を持たない。意見が出てこないので了解を得られたものとして計画を進めると、事業内容が具体的にになってきた頃になって突然反対派の人間が大挙して押し寄せてくる。

より積極的な住民参加について

- ・現在の事業アセスにおいて行われている、事業内容の具体的に決まっている段階での住民意見聴取でも、事業計画に反映できるような建設的な意見は少ない。これをさらに事業計画の早期段階で、計画が漠然としている段階で行うと、さらに反映しにくい意見が出されることになる。

- C) 現在の環境アセスメントも、実際の運用は各自治体が試行錯誤を繰り返しながら行っている。例えば環境アセスメントを事業のどの段階から行うか、といったことについても明文の規定はない。これは各自治体に裁量を残して現地の環境と実情に応じた環境影響評価を行うことのできるようにしたものと思われるが、問題も生じているようである。
- D) 事業者とは別個に環境アセスメントを行う第三者機関については、各自治体が個別に設置している、専門家による委員会や建設コンサルタントなどと比較して何が違うのか理解できない。

実務に関わる人間は、A) のような「環境アセスメントの改善による利点」について、漠然と「そうかもしれない」というレベルで認識しつつも、B) のような問題点を実務でしばしば経験している。その場合、「情報公開の早期化」や「早期段階での住民参加」などの手続きが制度化されることは、事業者や行政から見れば「あまり実効性はないにも関わらず手続きと仕事が増える」だけの事に見える恐れがある。利点が概念的・抽象的であるのに対し、問題点は非常に具体的に認識されている。

しかし、B) のような問題に対して何か対策はあるか、と尋ねられて明白な回答を出すことは非常に難しい。自分の生活に直接関係のない事物に対してあまり関心を払わない、というより払えない事は人間である以上避けがたい。

究極的には、あらゆる意志決定において「決め方の決め方」についてのコンセンサスが全ての人々に備わっていれば紛争は起きないのだが（例えば、早期段階での意見聴取の時点で、参加を促す広報がなされていたにも関わらず、自ら何も意見を述べなかった場合には、それよりも下位の決定についてのクレームは受け付けられない、という事に対する了解がある、など）、それは理想論であり実現は難しい。

日本の環境アセスメントに関して一般的に言われている問題点は、やはりそれなりの必然性をもって現状に留まっていることが分かった。現状で問題があるとしてそれを改善すべく、事業早期の情報公開や住民参加の制度を設けても、実効性に乏しいか、その改善した（はずの）先で現状よりも不具合があることが考えられる。

6-3 環境アセスメントの実務者への聞き取り調査

アンケート調査により、日本の環境アセスメントが相応の必然性をもって現在の状況にあり、問題点はあっても改善が難しいということが明らかになった。アンケートで明らかになった問題点につき、その解決法をどのように考えているか、環境アセスメントの実務に関わる方々に対して、聞き取り調査を行った。

SEA（戦略的環境アセスメント）を含め、現在の日本の環境アセスメントで一般的な事業アセスよりもより早期段階から環境アセスメントを行い、代替案を検討、より積極的な住民参加の機会を設けているといった特色をもった条例・制度を運用している自治体、及び建設コンサルタントの方々を対象とした。

6-3-1 青森県（むつ小川原開発基本計画）

A) 概要

青森県における、全体計画面積5280ha、工業用地2800haを有する開発事業である。全国総合開発計画（全総）の一環として事業計画の持ち上がったものなど、現在SEAとして進められているものも含めて今までに3度の開発計画が策定されている。3度目に当たり、現在進行中の「むつ小川原基本計画」は、全総時代に策定された「工業化を全面に強く押し出した」開発計画が時代にそぐわなくなったため、その代替としてどのような開発があり得るかを探っている段階である。

この事業に着目した理由は、3度の開発計画案について、

1. 地理的な違いがないこと。
2. 極端な人口の変化が無いこと。
3. 全総の時代には、工業化を全面に押しだし、具体的にどのような施設が建つか、まで計画が作られていたこと。
4. 全総時代の住民参加の記録と、現在の基本計画の住民参加の双方の記録が入手できること。

である。これらにより、「事業の直前（計画が具体的である段階）と、早期の計画段階（計画が漠然としている段階）での住民参加の状況と彼らの意見内容の比較を行う」ことが可能と考えた。

現在の日本の環境アセスメントに、代替案や計画段階での住民参加といった要素を盛り込む場合、様々な手続きを、現在行われている事業アセスよりも早期の段階で行う必要がある。当然、事業計画については現在一般的に自治体で行われている事業直前のアセスで発表されるものよりも漠然としたものになることは当然である。その状況で、住民参加制度がどの程度周辺住民に利用されるか、および計画が理解されるか、また合意形成に役立つか、を調査した。

「むつ小川原開発基本計画」がなぜ、計画段階からの環境アセスメント等が可能かという事には、以下に示すような理由があると思われる。

1. 地区の多くは原生林として残っており、居住区としてはそれほど利用されていないこと。
2. 用地収用の特色（むつ小川原開発地区における土地の一体的保有、造成、分譲を担う第三セクターである、新むつ小川原株式会社の存在）

これらはSEAを行うための土台の要素の一つとして考察すべき事項といえる。

本項では、現在の日本の環境アセスメントが抱える大きな問題の一つである「事業の早期・計画段階

から住民の意見を取り入れるための手続き」として青森県がどのような工夫等を行っているかを調査・考察する。



図6-51 むつ小川原地区(高縮尺地図)

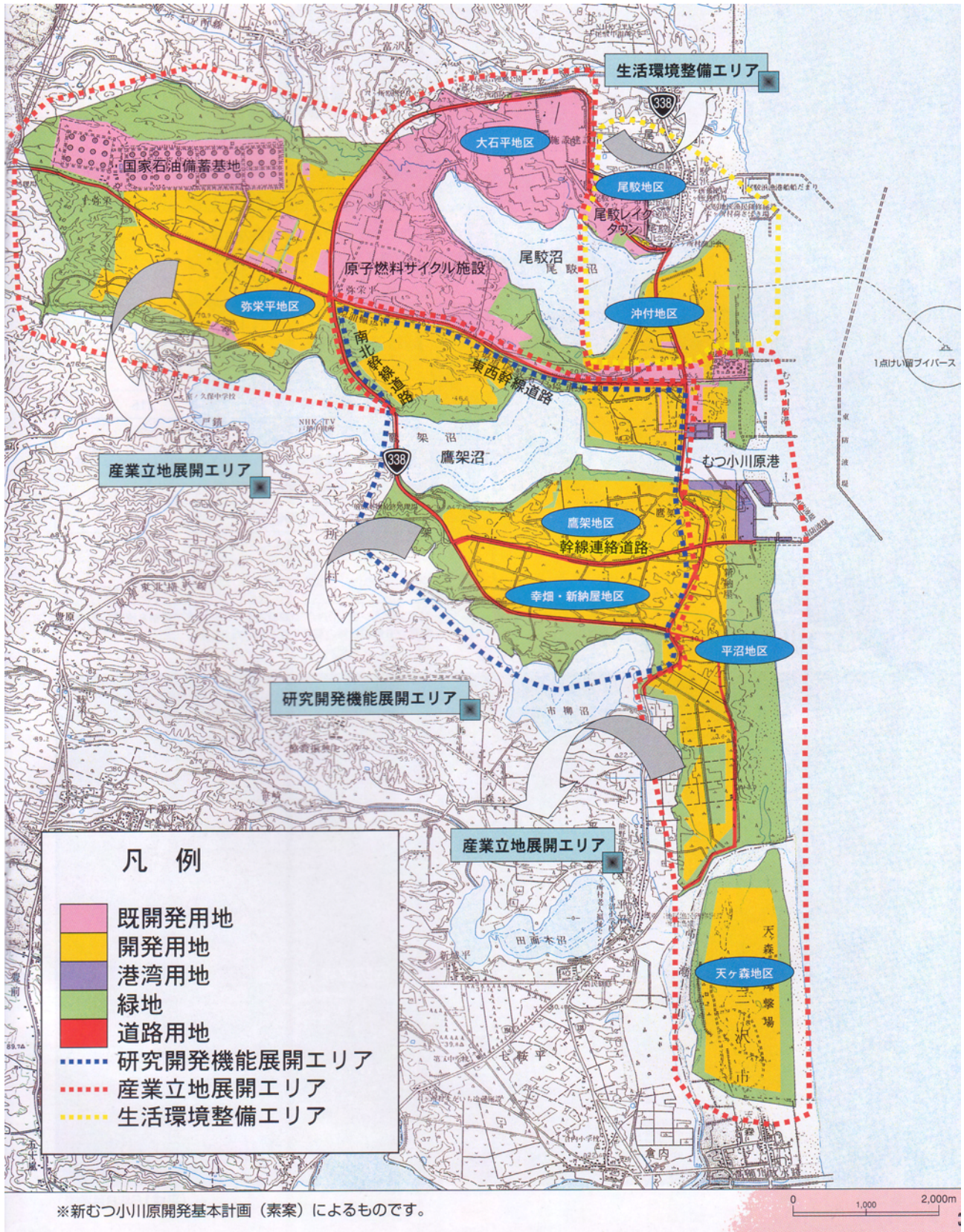


図6-51 むつ小川原地区（低縮尺地図）



図6-52 むつ小川原地区写真1 (2005年12月中旬)



図6-53 むつ小川原地区写真2 (2005年12月中旬)

S 44.	5. 30	新全国総合開発計画決定
45.	4. 1	県庁内に陸奥湾小川原湖開発室設置
46.	3. 22	むつ小川原総合開発会議設置
47.	6. 8	むつ小川原開発第1次基本計画及び住民対策大綱策定
	9. 14	むつ小川原開発について閣議口頭了解
	12. 25	用地買収交渉開始
50.	12. 20	むつ小川原開発第2次基本計画策定
52.	8. 30	むつ小川原開発について閣議口頭了解
	9. 13	むつ小川原港重要港湾政令指定
	12. 2	むつ小川原港港湾計画運輸大臣承認
53.	3. 23	高瀬川水系工事実施基本計画決定
	12. 6	小川原湖総合開発事業に関する基本計画建設大臣告示(56.8.12変更告示)
54.	5. 8	六ヶ所都市計画市街化区域及び市街化調整区域、用途地域指定告示
	10. 1	国家石油備蓄基地立地決定
55.	11. 11	国家石油備蓄基地着工(60.9.30完成)
58.	9. 1	むつ小川原港作業船基地船溜一部供用開始(2,000トン級岸壁1バース)
59.	4. 20	原子燃料サイクル事業の下北半島太平洋側立地について包括的協力要請
	7. 27	原子燃料サイクル施設の六ヶ所村立地について協力要請(事業概要発表)
60.	4. 17	むつ小川原開発第2次基本計画修正(「付」追加)
	4. 18	原子燃料サイクル施設立地協力要請受諾
	4. 20	むつ小川原開発について閣議口頭了解
61.	8. 5	原子燃料サイクル施設用地造成起工式
63.	10. 14	ウラン濃縮工場着工(H4.3.27操業開始)
H元.	3. 20	(財)むつ小川原地域・産業振興財団設立
	2. 11. 30	低レベル放射性廃棄物埋設センター着工(4.12.8操業開始)
	12. 3	(財)環境科学技術研究所設立
	4. 5. 6	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター着工(7.4.26操業開始)
	5. 4. 28	再処理施設着工
	7. 10. 23	県、国際熱核融合実験炉(ITER)誘致決定
	12. 18	青森県ITER誘致推進会議設立
	10. 6. 22	今後のむつ小川原開発の進め方について(新計画の骨子案)策定
	12. 8. 4	新むつ小川原(株)設立
	12. 12. 25	開発構想部会における「開発の方向性」の中間取りまとめ
	14. 5. 31	六ヶ所村がITERの国内候補地に閣議決定

図6-54 むつ小川原の開発計画のあゆみ

昭和47年の第一次、昭和52年の第二次(第二次全国総合開発計画の一環)、そして現在進行中の「むつ小川原開発基本計画」で計3つの開発計画がこれまでに策定された。

B) 3度の計画案の相違点

むつ小川原地区にはこれまで三度の開発計画が持ち上がった。それらの概要は、表6-2に示す通りである。住民参加の資料を入手できたのは「第二次基本計画」と現在進行中の計画である「新計画素案」についてのものである。

第二次と新計画を比較して分かれるとおり（表6-3、6-4、および6-5参照）、第二次は具体的に、工業化を全面に押し出している。対して新計画は、第二次で策定した計画が日本の現状にそぐわなくなつたために、それに替わる「開発の方向性」を問うている段階であり、具体的に何をどこにつくるかといった事は決定されていない。

表6-2 住民参加の経緯、様子の比較

	第二次基本計画	新計画素案
縦覧期間 方法など	昭和52年2月26日から四週間 関係市町村役場において公表	平成17年5月11日から4週間 インターネット 同期間 ラジオ 同6月7日 新聞 同6月1日
意見提出期限	昭和52年4月1日まで	平成17年6月24日
説明会	昭和52年2月26日～3月19日まで 20会場にて実施	平成17年5月14日、15日 4会場にて実施
意見申し込み者数	86人（個人82、団体4）	2人
説明会への参加者数	1210人	8人

表6-2は、第二次基本計画と現在進行中の新計画素案での住民参加について、比較したものである。説明会の回数が20会場と4会場という違いはあるが、ほぼ30年を経て整ったインターネットなどの情報インフラ等あらゆる手段によって縦覧を行って意見を募っているにも関わらず、新計画素案での意見者は二人のみとなっている。説明会の参加者の数で見ても、相当の違いである。無論、この30年の間に变化した人口やそれにおける年代別の構成比といったものもあると考えられるが、それを踏まえてもこの違いは劇的に見える。実際にインタビュー時に伺ったところ、「住民意見を計画案にフィードバックするために、事業アセスよりも早期段階での意見聴取を行ったものの、今度はあまり具体的でない計画案に対して住民の方々に感心を持って頂けない。さらに意見が出てきても、かなり漠然とした意見になってしまっている。」というジレンマを感じているとのことである。

この新計画素案で進行中の事業は、早期段階からの意見徴収や環境アセスメントを行っていることで環境省や環境アセスメントの専門家の間でも日本でのSEAの事例とされているものである。学ぶべき点も非常に多く、住民意見の様子のみに着目してこの環境アセスメントのあり方の是非を述べるつもりは全く無い。むしろ計画段階での意見聴取の機会を設ける事自体、大きな進展と思われる。

しかし、このまま事業が進み、計画案が具体的になった時点において再び「計画段階での広報が少なかった」といった非難や「意見を述べたところでどれほど計画にフィードバックできるのか」「そもそも何故ここなのか」と感情的に反対を述べてくるといった事態が生じる恐れは残る。

表 6-3 むつ小川原開発基本計画のポイント比較 (1)

資料 4

むつ小川原開発基本計画のポイント比較

事項	第1次基本計画 (昭和47年6月8日)	第2次基本計画 (昭和50年12月20日)	新計画素案 (現時点の青森県の考え方)
1. 位置付け	県民にむつ小川原開発の意義及び計画を明らかにし、あわせて国としてのむつ小川原開発計画(マスタープラン)に県の意思を反映させるためのもの。	第1次基本計画の具体化、環境問題について再検討を行い、開発を推進するための具体的な方針、目標及びその将来方向を明示。	開発に当たって進むべき方向を明らかにするとともに、関係機関の緊密な連携、協働体制の下に取り組みむべき基本的指針。
2. スタイル	開発構想を実現するための第1段階の関連計画(昭和48年度中に第2次計画策定を明示)。	開発の基本方向を明らかにし、それに基づく地域開発計画及び工業基地計画を作成。	従来の大規模工業基地の建設に替わる新たな開発の方向を設定。
3. 目標年次	昭和60年(第1段階の目標年次)	昭和60年代	2020年代
4. 対象地域	1.6市町村 (十和田市、三沢市、むつ市、平内町、野辺地町、七戸町、百石町、十和田湖町、六戸町、横浜町、上北町、東北町、下田町、天間林村、六ヶ所村、東通村)	1.6市町村	1.3市町村(平成17年11月現在) (地域の一体性を確保しつつ開発を効果的に展開)
5. 構成及び概要 (1) 意義	むつ小川原地域は、広大な土地、外洋・内海両面にわたる長い海岸線及び豊富な水資源を有し、大規模工業基地を建設するにふさわしい諸条件を有する。 農林水産業の振興施策のみをもって、本地域の住民生活の向上は困難であるため、本開発の国家的意義を認めつつ、これを契機とした住民の生活の安定と向上に寄与。	地域の現況をふまえ、主産業である農林水産業の振興を図ることを基本に、大規模工業基地の建設による開発効果が地域全般に波及することを期待しつつ、住民福祉の向上を図るための地域総合開発を推進。	むつ小川原地域は、我が国のエネルギー政策にとつて重要な施設である国家石油備蓄基地や原子燃料サイクル施設等の立地にも進みつつあり、我が国に残された貴重な土地利用も進みつつあり、我が国はもとより、青森県、さらには産業界のたいへん重要な地域である。 むつ小川原開発の新たな展開を図るため、従来の大規模工業基地の建設に替わる新たな開発の方向を設定し、豊かな自然環境を残しつつ、開発可能性の高い広い空間を活用すること重要。

表 6-4 むつ小川原開発基本計画のポイント比較 (2)

事 項	第 1 次基本計画 (昭和47年 6 月 8 日)	第 2 次基本計画 (昭和50年12月20日)	新計画素案 (現時点の青森県の考え方)
(2) 方向	<p>六ヶ所村及び三沢市北部の臨海部を工業基地の計画区域とし、工業基地の形成を進め、開発の進展に及び高度の加工工業を計画的に関連産業及び高度の加工工業を計画的に誘導。</p> <p>農林水産業については、工業開発との調和のもとに、農業は高生産性農業を進め、漁業については、恵まれた漁業環境の高度活用をはかり、生産基盤の整備を促進。</p>	<p>環境の保全、公害の未然防止に留意しつつ、モデル的工業基地の建設を先行させ、農林水産業及び工業等産業の振興、観光の開発、道路、港湾、小川原湖開発の基盤整備並びに生活環境、社会福祉等住民福祉の向上を図る。</p>	<p>日本が目指す科学技術創造立国の実現に向け、我が国及び国際社会への貢献や青森県の雇用の拡大など地域振興に資する観点から、環境、エネルギー及び科学技術の分野における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開を図るとともに、森と湖に囲まれた、アメニティあふれる新たな生活環境を整備し、多様な機能を併せ持つ、世界に貢献する新たな「科学技術創造圏」の形成を進める。</p>
(3) プロジェクトの展開	<p>石油精製、石油化学及び電力を先行させ、最終規模を有する工業基地を計画。</p> <p>石油精製 200万バレル/日 石油化学 エチレン換算400万 t / 年 火力発電 1,000万キロワット</p>	<p>石油精製、石油化学、火力発電及びその他の関連工業を計画。立地企業従業員16,000人程度、工業出荷額は1兆2,000億円程度を見込む。</p> <p>石油精製 100万バレル/日 石油化学 エチレン換算160万 t / 年 火力発電 320万キロワット</p> <p>昭和60年4月、「付」を追加し、原子燃料サイクル施設立地及び原子燃料サイクル事業関連企業を含めた多角的企業立地を主旨とする修正を実施。</p> <p>ウラン濃縮 1,500トンSWU / 年 程度 再処理 約800トンU / 年 (なお施設増設を見込む) 低レベル放射性廃棄物貯蔵 約20万m³ (なお施設増設を見込む)</p>	<p>国の科学技術政策や産業動向などを見据えつつ、むつ小川原地域の特性を活かし、環境、エネルギー及び科学技術の分野において、国際レベルで取り組むべき研究開発機能等の展開と液晶関連産業の集積など成長産業等の立地展開を図り、科学技術創造立国実現の一翼を担うとともに、我が国の構造改革の先進モデルとして今後の改革推進の先導となる。研究開発機能の展開としては、ITERの誘致、水素等のクリーンなエネルギーの利用等に係る研究所の機能拡充、放射光施設の整備を進めるとともに、これらの相互連携、交流を促進するほか、これら大学院大学等の中核的な研究・人材育成機能の整備を目指す。</p> <p>成長産業等の立地展開としては、クリスタルバレイの形成、環境・エネルギー分野における研究開発成果の活用や規制緩和等の先行導入により、新産業等の創出、先端産業、ものづくり産業の立地展開を図るほか、原子燃料サイクル事業については、我が国のエネルギー政策、原子力政策に沿った重要な事業であるとの認識の下、安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処する。</p>

表 6-5 むつ小川原開発基本計画のポイント比較 (3)

事 項	第1次基本計画 (昭和47年6月8日)	第2次基本計画 (昭和50年12月20日)	新計画素案 (現時点の青森県の考え方)	
(4) 開発地区	<p>工業基地は、六ヶ所村の鷹架沼、尾駮沼周辺から三沢市北部に至る臨海部約5,000haに位置付け。</p> <p>工業配置としては、鷹架沼北部周辺の台地に石油精製、臨海部平地に石油化学及び火力発電を配置。</p> <p>港湾、道路の基幹施設の整備を先行的に進めるとともに、新市街地等の生活環境の整備を図る。</p> <p>①鷹架沼及び尾駮沼を中心とする地区に大型船舶の入港可能な工業港を建設。</p> <p>②基幹道路は、工業地域を貫き、周辺拠点都市との間を結ぶ高規格路線により形成。</p> <p>③小川原湖は淡水化を図り用水の主供給源とし、高瀬川については防潮堰を設置、隣接流域を含め日量約150万トンを開発。</p> <p>④六ヶ所村内に新市街地を建設。</p>	<p>工業基地は、六ヶ所村鷹架沼及び尾駮沼周辺から三沢市北部に至る臨海部約5,280haとする。</p> <p>工業配置は、輸送条件を勘案し、台地に石油精製、また、東に向けての原料の自然流下を利用しつつ、石油化学、火力発電を配置。</p> <p>①鷹架沼及び尾駮沼の両沼を掘削して建設する内港区と、防波堤を設け大型船舶の入港に対応する外港区からなるむつ小川原港(仮称)を建設する。また、超大型タンカーによる原油の搬入については、一点けい留ブイ方式等についても検討。</p> <p>②工業基地内に東西幹線道路と南北幹線道路の2路線を計画し、幹線道路交通網を整備。</p> <p>③工業用水需要量は45万m³/日を見込む。</p> <p>④六ヶ所村千歳・陸栄地区に240ha、将来人口2万人程度の新市街地を建設。</p>	<p>六ヶ所村尾駮沼及び鷹架沼周辺から三沢市北部に至る臨海部約5,180haを「むつ小川原開発地区」として、開発を展開。</p> <p>研究開発の展開、成長産業等の立地展開等の用地として約3,290ha、公共用地として約210ha、緑地として約1,680haを見込む。</p> <p>①既存の施設を活用しつつ、新たな産業などの立地展開に応じ、適切に対処する。</p> <p>②防災機能の側面にも配慮しつつ、むつ小川原開発地区内の道路の整備を進めるとともに規格の高い道路の整備を進めるほか、道路機能の強化を進める。東北新幹線八戸・新青森間の着実な整備を推進するとともに、青森空港及び三沢空港の機能向上などの促進を図る。</p> <p>③工業用水等の需要には、開発地区周辺における地下水、河川水等の水源開発により的確に対応する。</p> <p>④住環境の整備に当たっては、アメニティある生活環境の整備を進める。</p> <p>⑤大容量通信幹線等情報通信インフラの整備を促進する。</p>	<p>多様で豊かな自然環境を保全するとともに、自然と共生した良好な生活環境等の保全を図り、環境に十分配慮した開発を行う。</p> <p>環境アセスメントの中で具体的な配慮内容として取りまとめられる環境配慮指針に基づき、環境の保全に万全を期すこととする。</p>
(6) 環境保全	<p>自然環境の保全、動植物等の保護に十分配慮し、工業基地内においても緑地の確保を図り、地域全体として緑豊かな大規模工業基地を建設。</p>	<p>昭和45年以降の調査を基に、環境影響評価を実施。自然環境・歴史的環境の保全を図るとともに、公害防止については、公害防止対策を明示し、また、公害防止条例の制定についても検討する。</p>	<p>多様で豊かな自然環境を保全するとともに、自然と共生した良好な生活環境等の保全を図り、環境に十分配慮した開発を行う。</p> <p>環境アセスメントの中で具体的な配慮内容として取りまとめられる環境配慮指針に基づき、環境の保全に万全を期すこととする。</p>	<p>開発地区における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開はもとより、人材・資源等の供給、生活機能向上など開発を促進する機能の発揮や、地域産業の振興、新産業の創出など開発がもたらす効果の波及を促してむつ小川原地域の振興を図る。</p>
(7) 地域振興	<p>雇用の増大を進めるとともに、教育、医療等生活環境の充実を図り、地域住民の福祉の向上を指向。</p>	<p>都市基盤、教育、労働福祉、社会福祉、医療・保健サービス等の各分野における整備計画を明示。</p> <p>また、工業開発に伴う住民対策(地権者対策、周辺地域対策)を講ずる。</p>	<p>開発地区における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開はもとより、人材・資源等の供給、生活機能向上など開発を促進する機能の発揮や、地域産業の振興、新産業の創出など開発がもたらす効果の波及を促してむつ小川原地域の振興を図る。</p>	<p>開発地区における研究開発機能の展開と成長産業等の立地展開はもとより、人材・資源等の供給、生活機能向上など開発を促進する機能の発揮や、地域産業の振興、新産業の創出など開発がもたらす効果の波及を促してむつ小川原地域の振興を図る。</p>

6-3-2 埼玉県

A) 概要

青森県に続き、自治体で環境アセスメントの実務に関わる方への聞き取り調査について記述する。埼玉県は、実施要綱で SEA を推進するなど、日本における環境アセスメントにおいて非常に先進的な自治体である。

B) 住民意見について

i) 説明会の最中で一回、意見書の形で募るもので一回、それに対する回答のあとに公聴会を行い、計三回住民意見を聞く機会を設けているが、どの回でも出てくる人が一緒であり、また言っている内容もずっと一緒であるということが多い。このことは、事業者側の対応にも原因があると考えており、環境への影響と採るべき対策について「配慮しながら慎重に」「総合的に検討して今後決定する」といった役所的な回答に始終している面があり、議論が深まっていない。

現状の制度のままでも、両者が意見を出し、議論を深めるための手続きを活用できる余地は大きいと考えている。

自治体へのアンケートからの回答に、「運用面の問題」と書かれたものが数点見られたことを思い出す。自治体の中には、現在の日本の環境アセスメントの制度を改変するよりも、運用を見直すことで問題を解決できると考えている場所もある。確かに、現状で「運用面の問題」がある場合、より早期・計画段階での意見交換を「制度化」したところでその効果は疑わしいと思われる。

C) 代替案検討について

i) アセスの過程で「事業案を修正していこう」という意思の表れが代替案検討だと考えているが、事業者の側にそのような意識はあまりないと思われる。環境アセスメントの手続きを許認可のように捉えており、「いかに手間を掛けずに事業を通すか」という意識が強いように感じる。代替案検討を義務化してしまえば、その範囲では修正が可能にはなるとと思われる。

D) 早期段階での情報公開について

i) 県レベルの事業の場合、公開したくても、公開するに足る情報でないことが多い。立地場所については試行錯誤で決まっており、説明できるような合理的な選定を行える土台が整っていない。

ii) 住民は決まったものに対して反応するが、それ以前のものに対して無関心である。

iii) 決定前の検討過程に市民参加を図る先進的な取り組みとしては、長野県の中信地区の廃棄物処理計画の事例がある。この計画では、施設立地の選定ルールに対する市民参加を実施したと聞いている。実際に立地場所が決定した段階で、結局反対運動が起こる、というようなことにならないように、どのように市民参加の方法が工夫されているのか注目している。

計画段階ではなかなか公開できるような情報にならない。強いて公開しても、関心を持たれないという問題がある。これに対する方策は、まだどの自治体も試行錯誤の段階であることが伺えた。

6-3-3 建設コンサルタント

A) 概要

環境アセスメントの実務において、事業者から委託され、実際に現場での影響評価を行う主体としての建設コンサルタントの役割は大きい。時として住民と事業者の間の意見調整などを行うコーディネーターとしての役割を担うこともある。そこで、聞き取り調査を行った。伺った事は、第6章の主題である「日本の環境アセスメントに計画段階での住民参加や情報公開（あるいはSEA）を盛り込む際に考えられる不具合」に関して、及び前項の青森県での事例で特に問題と認識した、「住民が事業に関心を持ち始めるのは、常にそれが作られると決定されてからである」というジレンマに関して、である。

以下、聞き取り調査から得られたものについて記述する。

B) 計画の早期段階からの環境アセスメントについて

得られた情報の中で大きかったものは、

戦略的環境アセスメントの位置づけが不明確である。「計画早期段階」と一口にいても、一体どの時期がそれに当たるかということについて、具体的に決まっていない。さらに、計画段階では事業の仕様が決まっていない為に、なかなか議論の土台に乗るような話ができない。

である。やはりここでもジレンマが見られる。

C) 環境アセスメントという制度が一体何なのかということ住民が理解できていない。

日本では環境問題とは当初、公害問題を指すことだったため、住民が事業者に対して意見を述べる場というものが「問題のある事業者 対 住民」（1 対 多数）という色彩のものだという認識が住民において強いように思われる。しかし現在は四大公害病のような、環境破壊はそうそう見られなくなり、さらに価値観も多様化してきており、論点は様々である。環境アセスメントは、「多数 対 多数」が複雑な利害関係の中にあって、意見を調整・収束させ、最終的に計画内容へ反映させてゆく場であると我々は考えているが、どうもその当たりが今の住民には理解されていない感がある。

D) 環境アセスメントの実施主体に関して

例えば米国のNEPAでは、環境影響評価という枠組みにおいて、地元経済への影響や緑化、他の都市計画との絡みなど、自然環境以外も含めて総合的にアセスメントを行う。日本の環境アセスメントの場合は、環境の観点に限定されてきている。

計画段階での環境アセスメントといっても、環境省のSEA (Strategic Environment Assessment) と国交省のPI (Public Involvement) と異なる枠組みがあり、別個に動いている。

これは今回のインタビューで得られた新しい情報であった。

E) 住民のクレームについて

住民が出すクレームは、もちろん事業自体がなくなってほしいというのものもあるが、そこに住んでいる自分たちの意見がまるで「聞かれてない」、そして反映されてないことに対する不信感が大きいように思われる。最初の方法書の段階で、この事業について何を使って何をどう調べるということを明確にすることで、かなりの改善が図られるのではないかと。方法書の重要性を、事業者と住民双方が認識する必要があると考えている。

自治体からのアンケートに、「現在の日本の環境アセスメントの不具合は制度由来というよりも、運用の仕方に問題がある」という回答が多かった事に関連すると思われる意見である。

F) 漠然とした計画に住民が感心を示さないというジレンマについて

計画段階で全ての利害関係者が意見を出してくれるというシステムがあれば理想だが、現実には難しい。全ての利害関係者には、計画に関心を持ち始める「段階」が存在する。

ある地区の開発では、代替案のそれぞれについて、どのような影響が出るということを予め具体的に示すことで住民の意見提出を促すという試みがなされた。しかし、示した代替案は、どれか一つを選ぶという趣旨のものではなく、ある特徴を強調した案を複数作成し、住民の関心がどこに向いているかを掴むことが目的だった。しかし、住民は、複数案は択一的なものとして、どれかを選ぶとそれに決定されるものと誤解して意見を出してしまう傾向があった。

やはり、早期段階での住民参加の難しさが認識されていると思われる。

G) 意思決定の仕組みに関する認識の違い

米国の場合には、価値観の全く違う人間同士が多数集まり、そんな集団でも意見をまとめていくという意志決定の仕組みが参加者に認識されている。今が意志決定のどの段階で、何を議論し、整理し、何を決めるべきなのかということが認識されているように感じる。対して日本では、いつの段階でも自分の言いたいことを並べ立てているように感じる。特に環境アセスメントに限ると、議論されている事業内容について「勝手に決められた計画」といった前提で意見をしている人が多く、事業がまだ実施するか未定の計画段階なのか、実施は前提で仕様を決める段階なのか、といった「段階の区別」がついてない。

実務に携わる方々がこう感じるということは、早期段階での住民参加を促してもそれが合意形成等の観点で役に立つかは疑わしい。議論の収束が見込めない、ただの「自分の意見の出し合い」の機会が増えるだけになる恐れがある。

H) コンサルタントとしての立場

現状では、立場上、コンサルタントは事業者ができるだけ事業をスムーズに遂行できるように仕事をする必要がある。そうである以上、住民や自然保護の立場で活動することはなかなか難しいとも考える。今後、日本の環境アセスメントを取り巻く状況の変化によっては、例えば自然保護団体から委託を

受けて環境アセスメントを行うコンサルタントと、事業者に委託を受けたコンサルタントが議論するといった構造もありうる。

6-4 6章まとめ

6章において、現在の日本の環境アセスメントに、「早期・計画段階からの情報公開、住民参加」「代替案検討」「第三者機関の設立」といったことを盛り込むことに関し、聞き取り調査を踏まえて実務の観点から考察した。その結果、自治体、コンサルタント、そして住民は三者三様、卑近な言葉だがそれぞれ実に「真摯に」環境や合意形成への配慮を行っている。しかし大きなジレンマを抱えている。

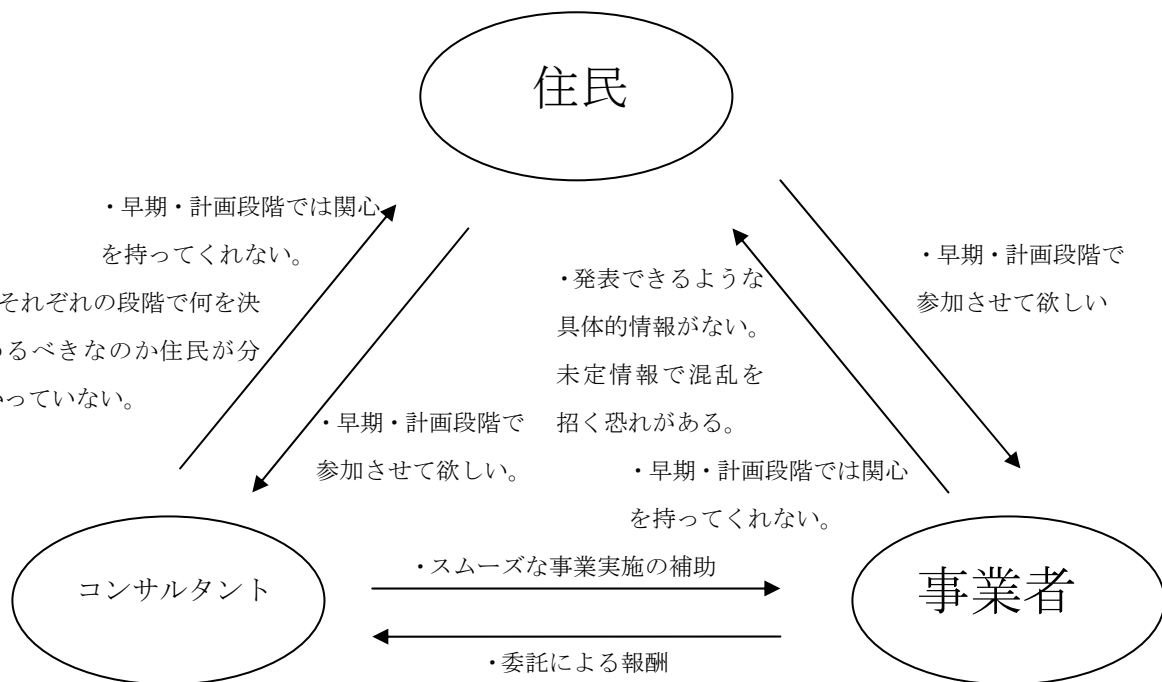


図6-54 環境アセスメントにおける主体者間の三すくみ構造

図6-54は、

1. 各自治体へのアンケート
2. 青森県での全総時代の開発案（具体的）と新計画素案（抽象的）での住民の関心の度合いの明らかな相違、
3. 埼玉県および建設コンサルタントでアセスメントの実務に関わる方々への聞き取り調査から作成したものである。

6章までの米国の住民意見をデータにした統計的な解析結果から、代替案検討制度が若干ながら合意形成に寄与する効果があることが示唆された。しかしその前提である早期段階での情報公開や住民参加といったことが、現在の日本で機能するのは疑わしいと思われる。

アンケート調査、聞き取り調査を総括して分かったことは、環境アセスメント制度への理解がまだ住民において未成熟であること。また、都合の良いように解釈し、「環境を守るためのもの」という事だけを取り出して、意思決定のどのような段階でも環境を守るために持ち出せるものと考えている傾向があると思われる。

さらにその背後には、「意思決定の仕組み」自体に関する認識の曖昧さ（あるいは無関心さ）が見ら

れる。

例えば、ある事業計画に5つの候補地があり（まだ地権者の了解も得ていない、単なる計画案の段階）、住民の意見を聞いて候補地を絞り、実際の立地とするというプロセスがあるとする。事業者は、その5つの候補地について、実現可能性のあるものとするため、住民の意見により実際に実施が決まった候補地が採用できるように、5つの候補地の地権者に対して最低限の了解を得ておく必要がある。これは、住民の意見を事業に反映するためには必ず必要な措置である。そもそも、候補地を提示しなければ議論にならない。

ところが、そのうち例えば3つについて了解が得られ、実際に事業を実施する候補地として事業者が示した段階で、何故そこが候補地となったのか、その決定のプロセスを知らない住民が必ず存在する。

自治体へのアンケートや聞き取り調査で分かった範囲内では、事業の早期・計画段階の環境アセスメントや住民参加が、期待される効果を発揮できていない実情がある。そのため、事業者が「住民の意見を事業に反映するために行った手続き」自体が、逆に候補地を勝手に決めつけた手続きと解釈される可能性すらあると思われる。

以上から、

1. 住民に候補地を提示しなければ住民に関心を持ってもらえず、議論にならない。
2. 提示するためには最低限決めておくべき事項がある。
3. しかしその決定事項について決め方の妥当性を疑われる。
4. しかし決め方を住民に聞いても意見が出てこない。→1. に戻る。

このジレンマ（循環）が、日本の環境アセスメントが早期・計画段階での実施と事業直前の実施の狭間で現在陥っている状況であり、このジレンマの綱引きの結果、落ち着いた場所が現在の日本の「環境アセスメント」の姿であると思われる。

第 7 章 結論

7-1 結論

1999年より、日本でも環境影響評価基本法が施行され、大規模な建設事業が周囲の環境にもたらす影響を事前に推し量るための行政手続きとして運用が始まった。

しかし、日本の環境アセスメントは、欧米の同種の制度と比較して環境保護の観点において問題視され、または非常に事業者に有利な制度であるとしばしば批判される。

日本の環境アセスメントの過程で出される住民意見には、これらの問題点を指摘し、日本の環境アセスメントの制度そのものの妥当性を疑うものが多く見られる。

環境アセスメント制度に則り、適切に環境への配慮等を行ってきたと述べる事業者と、その環境アセスメント制度そのものの妥当性を疑う住民との間で交わされる議論は、双方の立つ土台が異なるため、平行線を辿る。この「土台の相違」が環境アセスメントに関わる紛争の一因であると考え、日本の環境アセスメントに主に制度面における改善を加えるべく、研究を始めた。

本論文では、第5章まで、米国の環境アセスメントの過程における住民の意見特性を把握し、その特性から見た合意形成や実際の運用の観点での利点を明らかにした。第6章において、欧米型の環境アセスメント制度が望ましいとされていながら日本にそれが根付かない原因を探るため、環境アセスメントの実務に携わる日本の自治体の所管部署、また実地での調査等を行う建設コンサルタントにアンケート調査および聞き取り調査を行った。

本研究の範囲内で、以下のことが言えると考えられる。

1) 米国の環境アセスメント過程における住民意見特性

- a) 米国の環境アセスメントにおいて事業の早期段階で複数策定される代替案は、どれもが「実現可能性のある」選択肢として示される場合、住民と事業者双方の妥協点の模索に一定の効果を上げていることが分かった。
- b) 日本の環境アセスメントの過程で出される住民意見にしばしば目にする、「環境アセスメントの制度設計そのものへの批判から帰結する形で事業を否定する論法（日本の環境アセスメント制度は妥当でない→制度が妥当でないから、事業の評価結果も妥当でない→本件事業も妥当でない）」は米国の住民意見にはほとんど見られない。その意味で、本研究において調査した米国の13の事業事例では、住民が「自国の環境アセスメント制度自体への不満」は示していないことが分かった。

2) 日本の環境アセスメントが取り入れるべき改善点

a) 事業者による複数の代替案の作成及び比較資料の作成

事業者が事業の代替案を複数策定し、大まかに各案の比較を行った資料等を住民に示すことにより、住民は独自の観点で比較検討を行い、自らにとって望ましい案を選択できる。このことは、事業者と住民の妥協点の模索に効果を上げられると思われる。大まかな比較であれば、特に理工学の専門的な知見も要求されず、参加の敷居も低い。

また、「自ら出した意見、選択した案が事業計画にフィードバックされる」「事業者は自らの意見を聞いてくれている」という実感が掴みやすく、これが住民感情にもプラスに働くと思われる。

b) 早期・計画段階での情報開示と住民参加

複数の代替案提示による、合意形成の観点での利点を得る為には、事業の早期・計画段階での情報開示や環境アセスメント、住民参加が前提として必要である。これは本研究でアンケート調査した22の自治体のほとんどで認識されていることが分かった。

c) 環境アセスメントの法的位置づけの明確化

事業の早期・計画段階（または未定段階）で開示する情報は、現在の日本で一般的な事業アセスで開示されるものよりも漠然とした情報になることが避けられない。これらの情報の開示自体が困難であり、敢えて開示したとしても「未定の漠然とした事業計画」に対して住民に関心を持たせる事がまた困難である。条例・実施要綱等で早期段階での環境アセスメントを実施している団体はこれを大きなジレンマとして抱えていると思われる。

この現状があるため、早期段階からの情報公開や住民参加を制度として定めても、特に住民からの意見が出ない状況で事業者は粛々と手続きを進めていくと思われる。そのため、「事業の実施が決まった時点」というものは、事業者にとっては様々な手続きを踏んでようやく至ったものであるのに対し、住民にとって事業計画というものは常に「寝耳に水」に等しいものであるという、事業に対する「認識のギャップ」が生じるとと思われる。

このギャップにより、事業者が事業の早期・計画段階で情報公開や住民参加の機会設置を行っても、事業の実施が決まった段階になって反対運動が起きる可能性がある。例えば、事業者側は「環境アセスメントの手続きの過程で可能な限りの手段で意見を求めた」と述べ、対して住民は「そんな手段でこちらが気付くはずがない」といった軋轢が生じ得るとと思われる。

そこで、環境アセスメントにおいて、どの段階でこういった情報を提示すべきか、どのような住民参加の機会を設けるか、代替案を提示するか、出された意見に対しての回答を事業者や行政がどう行うべきか、等について法律等で明記すべきであると考ええる。（環境アセスメント手続きの法的位置づけの明確化）

それを遵守し事業者が事業計画を進めていたことが証明できる場合には、その後の周辺住民などからのクレームについては、彼ら住民の権利のしかるべき主張期間を過ぎたものとして法的根拠の無いものとする。（あるいは、訴訟の根拠として環境アセスメントの過程の不備や結果を持ち出すことを禁止する。）

このスタンスは、米国で採られているものに近いと思われる。後に訴訟が起きた場合でも、環境アセスメントを適切に行ったという法的な証明は事業者に有利に働く。これは事業者が事業を押し進める免罪符として環境アセスメントが利用されるといった批判もありうるが、逆に住民にとっても事業者の環境アセスメント手続きの不備を法的根拠とした事業者との訴訟を許すものである。

これにより、「自分の生活する環境を守るための手段は法的、手続き的に整備されている。行動を起こさず結果も得られないことは単純にその権利主体の「怠慢」によるものである」といった常識が醸成されれば、住民も事業者も、事業計画に関する情報の取得等に対してより緊張感を持つと思われる。

7-2 今後の研究課題

「複数の代替案の策定と公開、およびそれらに関する意見聴取」は、米国の環境アセスメントにおける住民意見の内容を分析した結果から、日本の環境アセスメントでも行うことが望ましいと述べた。しかし実際に日本でこれを行い、どれほどの効果があるかは不明である。

また、代替案といっても、事業計画の段階によって異なる。非常に早期の「事業をやるか、やらないか」という段階から、実施を前にして「どこに建てるか」「どう建てるか」の段階まで、様々なフェーズでの代替案があり得る。

したがって、日本の環境アセスメントの過程で行うべき代替案検討の手法自体に関する検討は必須である。またそれが合意形成にもたらす利点について実際に把握するために、日本でのケーススタディや、モデル事業を立ち上げて経過を観察するといったことが必要と考えている。

また、環境アセスメントの法的な位置づけの明確化については、環境アセスメント関連で訴訟にまで発展した事業事例（例：圏央道に関わる訴訟 首都東京の中心から半径 40～60km 圏を環状に結ぶ自動車専用道路である。1985 年に国が事業化を決定して以来、渋滞緩和・経済効果を掲げる推進側(国・日本道路公団・地元自治体)に対し、環境破壊の大きさと必要性への疑問から、地元の住民団体・自然保護団体などが見直しを求め続けてきた。）をケーススタディとして検証するなど、さらなる調査・考察が必要と考えている。

参考文献

「環境影響評価制度における公聴会の実施内容に関する実証的分析」 村山武彦 堀川顕一
環境アセスメント学会 2004年度研究発表会要旨集

「戦略的環境アセスメントの導入に関する基礎的研究」 村山武彦
独立行政法人国際協力機構 国際総合研修所 客員研究員報告書 平成17年11月

「改訂版 環境アセスメント」 原科幸彦
放送大学教育振興会

「被害住民が問う開発援助の責任」 松本悟
築地書館

「環境影響評価の意義と課題」 大久保規子
法律時報 1997 69(11) pp.12-17

「環境アセスメントと住民合意形成」 原科幸彦
廃棄物学会誌 2002 13(3) pp151-160

Bering Sea Aleutian Islands King and Tanner Crab Fisheries FINAL EIS FOR BSAI CRAB FISHERIES

Gravina Access Project

<http://www.gravina-access.com/>
Gravina Access Project EIS

Greens Creek Tailing

Greens Creek Tailings Final Environmental Impact Statement

Management and Recovery of the Cook Inlet Beluga Whale Stock

FEDERAL ACTIONS ASSOCIATED WITH MANAGEMENT AND RECOVERY OF
COOK INLET BELUGA WHALES
ENVIRONMENTAL IMPACT STATEMENT

Northwest National Petroleum

<http://www.ak.blm.gov/>

Liberty Development and Production Plan(Proposed Oil and Gas Lease Sale 195)

Liberty Development and Production Plan

Final Environmental Impact Statement

OCS EIS/EA MMS 2002-0019

Transformation of U. S. Army Alaska

Transformation Environmental Impact Statement U.S. Army Alaska

BP Cherry Point Cogeneration Project

BP Cherry Point Cogeneration Project Final EIS

Lake view Proposed Resource Management Plan

Lakeview Proposed Resource Management Plan and

Final Environmental Impact Statement

Minuteman III Modification

Environmental Assessment For Minuteman III Modification

Prepared by Acquisition Civil and Environmental Engineering

Space and Missile Systems Center

Los Angeles Air Force Base, CA

Rogue National Wild and Scenic River: Hellgate Recreation Area

Proposed Recreation Area Management Plan and

Final Environmental Impact Statement

Seattle Monorail Project

Final EIS Seattle Monorail Project

West Coast ground fish

Groundfish Draft Final PEIS

参考資料：自治体へ送付したアンケート原票

当アンケートについて

1) 概要

当アンケートでは、

- ・ 事業のより早期・計画段階からの環境アセスメント について
- ・ 早期・計画段階からの情報公開 について
- ・ より積極的な住民参加の機会を設けること について
- ・ 事業の複数の代替案検討、及びその積極的な開示
- ・ 事業者以外に独自に環境アセスメントを行う第三者機関の設立

の5つの設問について、その利点、その問題点のそれぞれから代表的な意見（小問）を5つ程度記述しております。（利点はP1～P5 問題点はN1～N5）

2) 回答方法

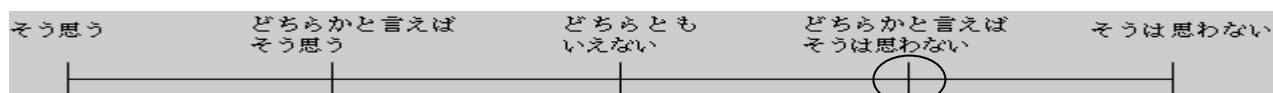
各小問について、

- ・ そう思う
- ・ どちらかと言えばそう思う
- ・ どちらとも言えない
- ・ どちらかと言えばそうは思わない
- ・ そうは思わない

のうち、見解として当てはまるものに○を付けてください。1 ページに、利点について P1～P5、問題点について N1～N5 で計 10 の小問があります。1 ページの小問全てに○をつけた後、そのページの 10 の小問のうち、一つを選び、その小問で答えた見解の理由となる根拠や、実務上で経験したことなどがございましたら記述ください。

記入例

P-1 複数の事業同士がもたらす累積的な影響について評価することができる。



P-1 から N-5 のうち一つにつき、お答え頂いた見解の根拠となる理由や経験した事例をご記入下さい。

P-1 について

どういった事業計画同士が「累積的な影響を及ぼす」ものなのかが明確でない。
事業の種類や、操業する時間的な広がり、地理的な重なり、などの基準がない。

1. 事業のより早期・計画段階からの環境アセスメント について

その利点

P-1 複数の事業同士がもたらす累積的な影響について評価することができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-2 環境へ悪影響があると分かれば事業を中止することができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-3 事業に、より環境へ配慮した設計などを促すことができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-4 代替案を検討するためのベースとなる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-5 より多くの利害関係者の意見を取り入れることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

その問題点

N-1 漠然とした内容の調査・報告しかできない。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-2 ノウハウが無い。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-3 費用がかさむ。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-4 行政の手続き・仕事が増える。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-5 本当に必要な事業が実施できなくなる可能性がある。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-1 から N-5 のうち一つにつき、お答え頂いた見解の根拠となる理由や経験した事例をご記入下さい。

2. 早期段階からの情報公開 について

その利点

P-1 合意形成に資する。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-2 大きな反対運動があれば事業中止といった形での対応もできる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-3 より多くの利害関係者の意見を取り入れることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-4 行政の透明度が高まる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-5 より環境保護に配慮できる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

その問題点

N-1 事業予定地の買占めなど、情報を悪用される恐れがある。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-2 未定の段階での発表で余計な混乱を招く。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-3 本当に必要な事業が実施できなくなる可能性がある。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-4 行政の手続き・仕事が増える。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-5 何を公開し、何を公開すべきでないかは個々の事例で判断したほうが良い。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-1 から N-5 のうち一つにつき、お答え頂いた見解の根拠となる理由や経験した事例をご記入下さい。

3. より積極的な住民参加の機会を設けること について

その利点

P-1 合意形成に資する。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-2 より多くの利害関係者の意見を取り入れることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-3 住民の意見を事業計画にフィードバックできる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-4 後々の紛争を避けることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-5 環境に関する住民の意識を高めることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

その問題点

N-1 行政の手続き・仕事が増える。(会合の運営など)

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-2 結局偏った意見しか集まらない。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-3 事業が立ち往生する可能性がある。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-4 参加する住民が現在と比較して増えるとは思えない。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-5 事業に否定的な人しか参加してこない。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-1 から N-5 のうち一つにつき、お答え頂いた見解の根拠となる理由や経験した事例をご記入下さい。

4. 事業の複数の代替案検討、及びその積極的な開示

その利点

P-1 対象地域の住民と事業者の妥協点を探ることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-2 環境と開発のトレードオフを慎重に探ることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-3 事業の中止を含めた検討もできる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-4 素人の住民でも、どの案が良いかの検討程度であればできる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-5 事業計画の策定に住民を参加させることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

その問題点

N-1 それぞれの代替案について見積もりが必要になり、費用がかさむ。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-2 行政の手続き・仕事が増える。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-3 環境よりも自分の利益を考えた利害関係者の意見が多くなるのではないかと。(新幹線のルート等)

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-4 反対する人々はひたすらノーアクション(中止)を要求するに決まっている。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-5 最終処分場などの迷惑施設の場合に効果があるとは思えない。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-1 から N-5 のうち一つにつき、お答え頂いた見解の根拠となる理由や経験した事例をご記入下さい。

5. 事業者以外に独自に環境アセスメントを行う第三者機関の設立

その利点

P-1 アセスメントの調査結果などから恣意性を排除できる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-2 アセスメントの予測の精度が向上する。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-3 アセスメントの結果により説得力を持たせることができる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-4 事業者の環境アセスメントに係る負担が軽減される。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-5 専門的見地からの意見が得られやすくなる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

その問題点

N-1 その機関の運営にコストがかかる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-2 事業者とその機関の判断が分かれた場合に事業が頓挫する。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-3 環境保護に偏った機関になると、それはそれで公正な立場とは言えなくなる。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-4 現在各自治体が独自に設置している委員会などと大して変わらない。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

N-5 新たな癒着が発生する。

そう思う	どちらかと言えば そう思う	どちらとも いえない	どちらかと言えば そうは思わない	そうは思わない
------	------------------	---------------	---------------------	---------

P-1 から N-5 のうち一つにつき、お答え頂いた見解の根拠となる理由や経験した事例をご記入下さい。

6. 最後の設問です。ここまでお答え頂いたご自身の意見をもとに、
環境アセスメント制度の改定について（どれか一つを選択して下さい）

- A) 望ましく思っている
- B) どちらかといえば望ましく思っている
- C) どちらともいえない（現状で十分）
- D) どちらかといえば望ましくないと思っている
- E) 望ましくないと思っている

以上となります。

ご協力、誠にありがとうございました。

以下、ご感想、ご意見などがございましたらご自由に記述ください。



謝辞

本論文を進めるにあたり、副査として、幅広い知識と知見から有益なご助言を賜りました吉田恒明教授に深く御礼申し上げます。同じく副査として本論文の評価をして頂きました中山幹康教授に厚く御礼申し上げます。また、本論文執筆にあたり有益なご助言を下さいました、小澤一雅教授、堀田昌英助教授に深く御礼申し上げます。そして、私の論文調査にあたり様々な面でお世話になりました内田公美秘書に深く御礼申し上げます。

本研究のヒアリング調査におきまして、ご多忙の所お伺いしたにも関わらず快くご協力下さり、貴重なご意見、貴重な資料を提供して頂きました、青森県環境生活部 環境政策課 環境保全グループ サブリーダー 総括主幹 立田祥治様、埼玉県 環境部 温暖化対策室 環境影響評価担当 斉藤良太様、持木克之様、株式会社 ポリテック・エイディディ 常務取締役 梶谷修様、主任研究員 伴武彦様 また、アンケート調査に応じて下さった自治体の環境アセスメント所管部署の方々に深く敬意と感謝の意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。

研究のみに限らず生活面においても充実した学生生活を過ごすことができ、論文を無事書き上げることができたのも、新領域創成科学研究科環境学専攻国際環境協力コースの同期の皆様及び先輩の皆様、同室でともに勉強し暖かく見守って下さった社会基盤学専攻建設マネジメント／開発システム研究室の皆様のおかげであり、心から御礼申し上げます。住民意見の分析ソフトを開発する際、プログラミング関連のことについて助言をくれた同期の佐藤岳文君、研究資料が膨大だったため、やたらと紙の印刷枚数が多かった私のために常にプリンターの紙を備蓄しておいてくれた同期の松尾直樹君、失敗学のレポート作成にあたり様々なサポートをしてくれた同期の三浦倫秀君、住民意見の議事録データの修正を手伝ってくれた松丸和貴君、楽しい合宿を企画してくれた金森滋君、浅見絵理佳さん、研究室の美化に尽力してくれた中島朋子さん、雨宮涼子さん、明るい笑顔のチャクリット君、研究の方向性について度々相談に乗って頂いた村中実先輩、そして藤崎勇滋郎様、本当にお世話になりました。

最後になりましたが、本論文の主査として、「強く、正しく、朗らかに」という教育方針を持ち、優しく、時には厳しく、研究、就職、恋愛その他あらゆる面で浅学非力な私に力強いご指導とご助言を賜り、そして熱心に相談に乗って下さった國島正彦教授に心より深く敬意と感謝の意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。